

百九 バラオ通貨 一バラオ・ドルにつき本邦通貨一〇〇円
 貨一一〇円
 百十 アゼルバイジャン通貨 一アゼルバイジャ
 ン・マナトにつき本邦通貨七三円
 百十一 タジキスタン通貨 一タジキスタン・ソ
 モニにつき本邦通貨一四円
 百十二 東ティモール通貨 一東ティモール・ド
 ルにつき本邦通貨一一〇円
 百十三 キルギス通貨 一〇〇キルギス・ソムに
 つき本邦通貨一五六円
 百十四 アンゴラ通貨 一〇〇クワンザにつき本
 邦通貨六九円
 百十五 トルクメニスタン通貨 一トルクメニス
 タン・マナトにつき本邦通貨三三円
 百十六 ボツワナ通貨 一プラにつき本邦通貨一
 ○円
 百十七 マラウイ通貨 一〇〇マラウイ・クラ
 チヤにつき本邦通貨一六円
 百十八 マリ通貨 一〇〇CFAフランにつき本
 邦通貨一九円
 百十九 トンガ通貨 一パ・アンガにつき本邦通
 貨五〇円
 百二十 ジョージア通貨 一ラリにつき本邦通貨
 四十七円
 百二十一 ブルキナファソ通貨 一〇〇CFAフ
 ランにつき本邦通貨一九円
 百二十二 モーリタニア通貨 一〇〇ウギアにつ
 き本邦通貨三三円
 百二十三 ベナン通貨 一〇〇CFAフランにつ
 き本邦通貨一九円
 百二十四 ルワンダ通貨 一〇〇ルワンダ・フラ
 ンにつき本邦通貨一八五円
 百二十五 ジブチ通貨 一〇〇ジブチ・フランに
 つき本邦通貨一四円
 百二十六 南スードン通貨 一〇〇南スードン・
 ボンドにつき本邦通貨二八五円
 百二十七 サモア通貨 一サモア・タラにつき本
 邦通貨三四円
 百二十八 アルメニア通貨 一〇〇ドラムにつき
 本邦通貨二三円
 百二十九 ナミビア通貨 一〇〇ナミビア・ドル
 につき本邦通貨七五〇円
 百三十 モルディブ通貨 一〇〇ルフィヤにつき
 本邦通貨七二三円
 百三十一 バルバドス通貨 一バルバドス・ドル
 につき本邦通貨五五円
 百三十二 モルドバ通貨 一〇〇モルドバ・レイ
 につき本邦通貨五五三円

百三十三 モーリシャス通貨 一〇〇モーリシャ
 ○厚生労働省告示第四百三十五号
 百三十四 アルバニア通貨 一〇〇レクにつき本
 邦通貨八九円
 百三十五 マケドニア旧ヨーロッパ共和国通
 貨 一〇〇デナルにつき本邦通貨一九八円
 ○文部科学省告示第二百七十九号
 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八
 号）第三十九条第一項の規定に基づき、同項に規
 定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必
 要な病院の機能が確保される場合について次のよ
 うに定める。
 平成二十八年十二月二十七日 文部科学大臣 松野 博一
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴
 う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平
 成二十八年厚生労働省令第三百三十七号）による改
 正後の雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令
 第三号）第一百条の二の規定に基づき、厚生労働大
 臣の定める基準を次のように定め、平成二十九年
 一月一日から適用する。
 平成二十八年十二月二十七日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

雇用保険法施行規則第二百条の二に規定する厚生
 労働大臣の定める基準は、雇用保険法施行規則第
 八十二条の三第一項に規定する受給資格者等が次
 の名号（雇用保険法（昭和四十九年法律第百六
 号）第六十条の二第一項に規定する教育訓練給付
 金の支給を受けることができる者にあつては、
 第一号、第二号及び第四号）のいずれにも該当す
 る教育訓練を受講したこととする。

雇用保険法施行規則第一百一条の二の七第一号
 に規定する一般教育訓練（以下「一般教育訓練」
 という。）を実施する者が実施する教育訓練であ
 ること。

大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学
 又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の
 機能が確保される場合は、次に掲げる要件を満た
 すものとする。

一 医学又は歯学に関する学部を置く大学の設
 置者が、病院を開設する医療法（昭和二十三
 年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する
 参加法人（以下「法人」という。）と当該学
 校の教育研究に必要な当該病院の機能の確保
 に係る協定を締結していること。

二 法人が、次のいずれにも該当するものであ
 ること。
 ① 前号の協定を遵守して病院を開設するこ
 とを主たる目的とするものであること。
 ② 前号の協定の遵守について必要な事項を
 当該法人の定款その他の基本約款で定めて
 いるものであること。

三 当該学部の教育研究の円滑かつ確実な実施
 が見込まれること。

附 則

この告示は、平成二十九年四月二日から施行す
 る。

○文部科学省告示第二百八十号

選定保存技術表具用打刷毛製作の保持者藤井源
 次郎（平成十年文部省告示第二百五号）は、平成二
 十八年十月十二日死亡し、当該保持者の認定及び
 選定保存技術表具用打刷毛製作の選定は、文化財
 保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二百四
 十八条第四項前段の規定により同日付けで解除さ
 れたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十七日 文部科学大臣 松野 博一

特許庁告示第二十号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
 施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）第
 十条の二第二項ただし書の規定に基づき、平成十
 八年特許庁告示第九号（工業所有権に関する手續
 等の特例に関する法律施行規則第十条の二第二項
 ただし書に規定する特許庁長官が定める場合を定
 める件）は、平成二十八年十二月三十一日限り、
 廃止する。

平成二十八年十二月二十七日 特許庁長官 小宮 義則